

平成 25 年 天草市農業委員会第 1 回総会議事録

平成 25 年 1 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市五和農業情報センターマルチメディア
研修室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（31 名）

1 番	鶴田 雄士	君	2 番	稲田 秀敏	君
3 番	川原 昭雄	君	4 番	川口 直	君
5 番	武内 正俊	君	6 番	森本 文隆	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番		君
9 番	小松 信男	君	10 番	江良 邦勝	君
11 番	浦上 廣幸	君	12 番	山本 友保	君
13 番	佐藤 駿二	君	14 番	福本 富人	君
15 番	山下 和弘	君	16 番		君
17 番		君	18 番	森岡 一正	君
19 番	松本カツエ	君	20 番	橋本 正寛	君
21 番	宮崎 義一	君	22 番	森下 雅成	君
23 番	滝下清三郎	君	24 番	山田 勝彦	君
25 番		君	26 番	柴田 眞一	君
27 番	山本 隆久	君	28 番	松岡 健吾	君
29 番		君	30 番	小川 浩治	君
31 番	松原 高弘	君	32 番	松川 兼光	君
33 番	戸谷 泰典	君	34 番	倉田 喜一	君
35 番		君	36 番	梅田 良二	君
37 番		君	38 番	本田 実	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（7 名）

8 番	中村三千人	君	16 番	川峯 正美	君
17 番	川崎眞志男	君	25 番	前田 達也	君
29 番	小堀田幸一	君	35 番	池田 裕之	君
37 番	平岡 秀樹	君			

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	森内 健二	局長補佐	中村 政一
主 幹	山下 美代	参 事	藤崎 眞二
参 事	吉田 直哉	主 査	寺澤 大介

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議題 5 号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る資格審査について

日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

事務局（森内健二君） それではただ今より平成25年の第1回総会を開催致します。携帯電話をお持ちの方は、恐れ入りますがマナーモードに切り替えをお願いします。それでははじめに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

議長（鶴田雄士君） こんにちは。平成25年になりまして最初の総会でございますので、あらためて新年のご挨拶を申し上げます。新年明けましておめでとうございます。みなさんも良いお年をお迎えになったことと思います。今年もまた心新たに農業委員会の業務にあたっていきたいと思いますので、何卒よろしくをお願いします。特に本年は農地の確保、保全ということを考えておりまして、今度2月5日に研修会を行います。人・農地プランについてちょっと掘り下げたところで研修を行ってくださいということで申し上げております。そこで皆さん方にも研修に来ていただきまして、地域の皆さん方と協議をしていただきまして取り組んでいってほしいとおもっているところでございます。大変お世話になりますけれどもよろしくをお願い致します。

事務局（森内健二君） 本日、7名の委員から欠席届が出ていますけど総会は成立しております。それでは以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） それでは、11番浦上廣幸委員、12番山本友保委員を指名致します。

議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） お手元の資料、 をご覧ください。1番について説明します。下浦町の譲受人は下浦町の譲渡人より、下浦町の畑1,060㎡を贈与により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜及び果樹を栽培される計画です。

2番について説明します。佐伊津町の譲受人は旭町の譲渡人より、佐伊津町の畑319㎡を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。

事務局（吉田直哉君） 3番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、

五和町の畑 980 m²を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は野菜を栽培される計画です。

4 番について説明します。五和町の譲受人は母親である五和町の譲渡人より、五和町の畑 4,351 m²を受贈により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は野菜や温州みかんを栽培される計画です。

5 番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑 331 m²を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は野菜を栽培される計画です。

事務局（藤崎眞二君） 6 番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の田 22,282 m²畑 1,767 m²を、贈与により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻野菜を栽培される計画です。

7 番について説明します。有明町の譲受人は、上天草市松島町の譲渡人より、有明町の畑 442 m²を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には栗を栽培される計画です。

事務局（吉田直哉君） 8 番について説明します。魚貫町の譲受人は大阪市の譲渡人外 1 名より、牛深町の畑 734 m²を受贈により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は野菜を栽培される計画です。

議長（鶴田雄士君） それでは 1 番につきまして担当委員より説明をお願いします。

28 番（松岡健吾君） 28 番、松岡です。譲渡人と譲受人は同居家族で親子でございます。譲受人が農業経営を引き継ぐので農地を全部譲り受けるとのことで、何も問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に 2 番につきまして担当委員より説明をお願いします。

13番（佐藤駿二君） 13番、佐藤です。ちょっと喉をやられて声が出ないと思いますけどよろしく願い致します。譲受人の家のすぐ隣が譲渡人の土地ですが、去年の7月に大雨で崩れたわけですけれども、災害にかからないということで譲受人が買収をして自分で擁壁をして家に流れてこないようにして果樹を栽培するとのことで、申請を出してあります。よろしく願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

27番（山本隆久君） 27番、山本です。3番について説明致します。場所は御領で4、5年前にはほ場整備をした所でございます。譲受人は認定農家で大々的に農業をやっておられます。何ら問題もないと思います。よろしく願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは4番について担当委員より説明をお願いします。

27番（山本隆久君） 27番、山本です。4番について説明致します。譲受人と譲渡人は親子でございます。今度息子さんが新規に農業を始めるということで土地を息子さんに譲るということでございます。特別問題はないと思います。よろしく願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは5番について担当委員より説明をお願いします。

27番（山本隆久君） はい。27番、山本です。5番について説明致します。4番で説明しました新規に農業を始める方でございますけども、自宅のすぐ隣の畑にもう既に10数年前からこの譲受人の親が耕作しておられます。それで売買が成立したということでございますので何ら問題はないと思います。よろしくお願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは6番について担当委員より説明をお願いします。

11番（浦上廣幸君） 11番、浦上でございます。6番について説明申し上げます。事務局より説明がありましたとおり、譲受人と譲渡人は親子でございます。譲渡人である父親は約15年前から体調を悪くして毎週病院に治療に通っておられます。そのなかで、親子でありますし、果樹と野菜とその他色々作っておられるなかで子供に譲りたいということでありまして、楠甫のほうを松川委員に私から依頼を致しまして確認していただきました。小島子につきましては私が確認をしたなかで何も問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは7番について担当委員より説明をお願いします。

11番（浦上廣幸君） 11番、浦上でございます。7番について説明申し上げます。先ほど事務局から説明がありましたとおり、ここは前回の12月の総会で許可していただいた隣で

ございますけども、申請地の場所は島子にある病院の駐車場の前でございます。今度はそこに粟を栽培するということでございます。病院前でございますけど何ら問題はないと思いますので、どうぞご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは8番について担当委員より説明をお願いします。

33番（戸谷泰典君） 33番、戸谷です。8番についてご説明申し上げます。遠隔地にお住まいの叔父であられるお二人の譲渡人の方から今回贈与されて申請されるものです。もともと地籍調査で宅地から農地に変わったものですが、何ら問題はないと思います。よろしくご審議願います。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） お手元の資料、及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。楠浦町の申請人は太陽光発電システムを設置するため、楠浦町の田1,986㎡を転用したいというものです。既に造成してあるため始末書が提出されています。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

22番（森下雅成君） 22番の森下です。1番につきましてご説明を致します。スクリーン

に地図がありますけど、申請の場所は楠浦町にあるグラウンドの隣接地であります。前方が北で手前が南になりますけども、前方の北のほうには事務所があり手前は建設会社の建物が建っています。申請人は売電の設備として管理したいという案件でございます。ただ今申し上げましたように隣接地には農地もなく灌漑用水路もなく、農地以外での利用を図りたいとのことです。申請人の父親が無断で埋め立てており始末書も添付されております。区長の排水同意書も添付されており、何ら問題ないと思っておりますのでご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。本町の申請人は貸駐車場とするため、本町の田323㎡を転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。既に駐車場として利用してあるため、始末書が提出されています。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。2番についてご説明を致します。申請人は公民館の駐車場がないために、ここは元々水田でありましたけれども既に駐車場として使っておりますので、事務局から説明がありましたように始末書がついております。場所は本町の入り口の三叉路の所から1km位五和の方へ登った所でございます。周りには既に建物が建っておりますし影響はないかと思えます。手前は市道でございます。よろしくご審議お願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 3番について説明します。有明町の申請人は、植林し山林として管理するため、有明町の畑1,076㎡を転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

11番（浦上廣幸君） 3番について説明申し上げます。この申請地は平成24年に元島前委員から今のハウスの上の申請を許可していただいた中で、デコポンを栽培されていたのですが、先ほどの事務局からの説明のとおり、高齢になりどうしても伐採をしてここに杉を植えたいということがございますので、私も確認に行き本人と話して何も問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 引き続き資料、及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。東京都品川区の借受人は店舗用駐車場とするため、熊本市の貸渡人から南新町の畑235㎡を賃貸借契約により借り受け、転用したいというものです。既に駐車場として利用されていたため、始末書が提出してあります。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。この字図面の4ページをお開き願いたいと思います。場所ですが栄町と南新町の境付近になります。地図には現在レストランと書いてありますけれども、ここがコンビニ店舗の建設予定地でその手前の三角の部分が今回の申請地でございます。既に駐車場として利用してあり始末書をつけてありますけれども、農地法を知らなかったということをやむを得ないかと思っております。よろしく申し上げます。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは2番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 2番について説明します。船之尾町の借受人は診療所を移転し新築するため、中村町の貸渡人外1名から中村町の田1,013㎡、畑74㎡を賃借により転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第3種農地となります。以下、記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。借受人はただ今事務局の説明のとおり病院の駐車場として転用したいというものです。資料5ページをご覧ください。場所は中村町の国道近くで現地の状況は前方写真をご覧ください。2階建の病院と45台分の駐車場となっております。給水は市水より生活排水等は公共下水道で雨水は道路側溝へ流されます。資料の5ページ下の図面のとおり、三方が市道で右側が宅地となっておりますが特に問題ないかと思えます。よろしくご審議お願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは3番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。城下町の譲受人は農業用倉庫とするため、佐伊津町の譲渡人から本渡町の田154㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。既に倉庫を建てているため、始末書が提出されています。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなり、基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

31番（松原高弘君） 31番、松原です。ただ今事務局より3番について説明がありましたが、4番の案件も同一人物で内容が関連していますので一括説明します。私が説明する前に事務局から4番も説明してもらってよろしいでしょうか。議長に伺います。

議長（鶴田雄士君） 事務局、4番の案件について説明をお願いします。

事務局（寺澤大介君） 3番に引き続いて4番について説明します。城下町の譲受人は通路とするため、南新町の譲渡人外3名から本渡町の田155㎡、畑428㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。既に通路として利用しているため、始末書が提出されています。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

31番（松原高弘君） 31番、松原です。3番と4番について説明致します。資料は6ページ、7ページとなっております。譲受人はただ今事務局の説明のとおり倉庫・道路として転用したいというものです。既に作ってありますので始末書がついております。農地転用申請はしないまま施工し、倉庫及び道路として利用し大変申し訳ないとのことでした。倉庫には給水・雑排水等はありません。道路は倉庫に通じる為、市道から設けてあります。道路は砂利道で片側に側溝を設けてあります。雨水は側溝を通じ市道の側溝へ流れるようになっております。倉庫の隣接地は山林また譲渡人の土地で問題ないかと思えます。よろしくご審議お願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

3番（川原昭雄君） 3番、川原ですが、この図面を見ても道路用地の中に入っているわけです。図面からでございますけれども水田、農地があるわけですが、私道になりますと周辺の人々の農作業についても通らしてもらわないとなりませんが、そこらへんの話し合いも十分にあったのかどうなのかを事務局に説明を求めます。

事務局（寺澤大介君） 今回の転用に関しましては、隣接の農地の所有者が譲渡人になりますので、話がついているということです。

3番（川原昭雄君） そこを確認しておかないと後から紛争の元になる心配もあるわけです。同意をいただいても確認の為に関係者のほうに聞いてみるということもやっぱり必要でないかと思うわけです。農業委員会の事務局としても当然確認の徹底を図っておかないといけないと思っているわけです。

議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは5番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。下浦町の譲受人は植林し山林とするため、下浦町の譲渡人から下浦町の畑1,087㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。3条の審議時に親から贈与を受けた方の件でございますけど、今回の申請地は以前畑だったけども現在周囲が山になっているということで、そこを山に変えることのでございましたので、特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは6番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。佐伊津町の譲受人は資材置場とするため、佐伊津町の譲渡人から佐伊津町の畑884㎡を使用貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

13番（佐藤駿二君） 13番、佐藤です。貸渡人は借り受ける会社の代表者です。借受人は建設業を営んでおられ、他にも資材置き場があるのですけれど、そっちのほうも別の木を

置きたいということで申請農地を転用して資材置き場にしたいということです。隣接所有者の同意書や区長からの排水同意書ももらってあって、何も問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは7番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 7番について説明します。五和町の譲受人外1名は貸駐車場とするため、東京都の譲渡人から五和町の畑35㎡を売買により転用したいというものです。議案記載の譲渡人が当該申請地の登記名義人でございますが既に死亡しており、民法952条の規定により裁判所が選任した弁護士から相続財産管理人として申請があった案件でございます。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しております。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

27番（山本隆久君） 27番、山本です。7番について説明致します。場所は鬼池港手前の国道から少し入ったところになります。地図は資料の10ページですね。この土地は申請にあがっている土地の周りの宅地とか雑種地とか同時に二人で共同購入ということになっております。それでこの畑を貸駐車場として利用したいということでございます。周りに差し障りあるような農地はなく宅地ばかりの区域ですので特別問題はないと思います。よろしくご審議お願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは8番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 8番について説明します。長崎県南島原市の借受人は、コインランドリーの駐車場とするため、兵庫県尼崎市の貸渡人から有明町の畑257㎡を賃貸借によ

り借り受け、転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

11番（浦上廣幸君） 11番、浦上でございます。8番について事務局から説明がありましたが、これは譲受人、譲渡人は全部県外の方で譲渡人は兵庫県、譲受人の方は長崎県在住でございます。この申請地は有明町大島子にあります。国道沿いでございます。コインランドリーは今月の19日にオープンされこのままの状態では駐車場が狭いということで隣にある畑をお借りして駐車場にしたいということでございますし、何も問題ないかと思えますのでご審議の程よろしくお願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは9番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 9番について説明します。有明町の借受人は、店舗及び駐車場とするため、有明町の貸渡人から、有明町の田706㎡を賃貸借により借り受け、転用したいというものです。既に店舗及び駐車場としているため始末書が添付されております。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

11番（浦上廣幸君） 11番、浦上です。9番について説明申し上げます。ただ今事務局から説明がありましたとおり、島子のスタンドの前にコンビニがあるわけですが、ここは平成8年より営業を始め合併前の平成17年に店舗を拡大し駐車場の申請をされるつもりでしたが、何らかのミスで申請が出ておらずに今回申請になったわけでございます。今はほとんど大型自動車から軽自動車まで利用されております。譲受人から始末書、それと地元の区長さんから排水同意書もいただいておりますし、今まで地区の皆さんから苦情もなく何も問題ないかと思えますのでご審議の程よろしくお願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは 10 番について事務局より説明をお願い致します。

議長 (鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

事務局 (藤崎眞二君) 10 番について説明します。倉岳町の譲受人は、堆肥舎及び通路とするため、倉岳町の譲渡人から倉岳町の畑 476 m²を売買により譲り受け、転用したいというものです。既に堆肥舎及び通路としているため始末書が添付されております。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長 (鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

2 番 (稲田秀敏君) 2 番、稲田です。10 番の説明を致します。ただ今事務局から説明がありましたように譲受人は畜産をされておりまして、地図にのっておりますこの畜舎は約 20 年前に建ったと思うのですが、隣接地の譲渡人の農地を貸借していた時に堆肥舎を建てたとして誠に申し訳ないということで始末書を出してもらってます。雨水等は道路側溝に、汚水・生活排水は下水道・浄化槽を経て道路側溝へとなっています。何ら問題ないかと思しますのでよろしくご審議をお願いします。

議長 (鶴田雄士君) ただいま説明がありました 10 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは 11 番について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (吉田直哉君) 11 番について説明します。牛深町の借受人は自己住宅を建築するため、牛深町の貸渡人から牛深町の畑 401 m²を使用貸借により転用したいというものです

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となります。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しております。以上です。

議長 (鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

33 番 (戸谷泰典君) 33 番、戸谷です。11 番についてご説明申し上げます。資料 の 14 ページをご覧ください。ただ今事務局のご説明のとおりでございますが、申請地は須口地区

の集落の中でございます。宅地化されている所でございます。そこを借り受けて新築したいということでございます。給水は市の水道、生活排水・汚水は合併浄化槽を経て側溝に流すということです。区長の排水同意も取れておりますので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 10 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは 12 番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） 12 番について説明します。熊本市中央区の譲受人は太陽光発電システムを設置するため、志柿町の譲渡人から志柿町の畑 1,554 m²を贈与により取得し、転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

28 番（松岡健吾君） 28 番、松岡です。場所は志柿町の公民館のちょっと先の国道の横でございまして。この譲渡人と譲受人は親子でございまして。息子が太陽光発電をしたいということでお母さんが農地を譲るということでございまして。特別問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 12 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

議長（鶴田雄士君） 日程第 5、議第 4 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。

事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 議第 4 号について説明します。1 番の本渡町広瀬の申請人ほか利

利用権の新規設定の計画が 43 件、再設定の計画が 19 件で、総面積は 200,616 m²となっております。なお、議第 4 号中、7 ページ目の 7 番から 14 ページ目の 29 番までと 17 ページ目の 50 番、51 番につきましては、農地利用集積円滑化団体を通じての転貸の案件でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 の (1) の ア に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

議長（鶴田雄士君） 事務局の説明がありました。各担当委員から補足の説明はありますか。

3 番（川原昭雄君） 3 番の川原でございますけれど、農業委員会の事務局と J A の担当職員との打ち合わせをしなければならぬわけございまして、ややもすれば J A の職員は知らんとです。農業経営基盤強化促進法という法律を知らないのです。事務局段階でよくよく認識をして期限がくるものについては 6 年 10 年とあるわけですがけれども、積極的にそれを薦めるように事務局は J A と話をしてみてくれませんか。天草町辺りはもう支所では全然知らんとですもんね。

事務局（吉田直哉君） はい。川原委員のご指摘のとおりだと思います。ただ、農地利用集積円滑化団体ということで、現在 J A あまくささん、J A 本渡五和さん両 J A のほうから円滑化団体としての規約の承認を受けて積極的に農地利用集積を推進されておりますが、特に J A あまくささんについては合併して 20 年余りが経過しておりますが、なかなか支所の管理分と本所の管理分ということで私達としてもどっちに利用権の終期をお知らせしたらいいのか分からないのですが、とりあえず本所のほうに円滑化団体として専属の担当者がいらっしゃいます。そちらへ本所を通じてお知らせするようにしておりますが、本所の担当の方もなかなか支所の担当者も他の業務を抱えている場合もあって、直接本所のほうから申請者を訪問しているということで、何分ひとりではなかなか時間的に厳しいものがあるということでお話をいただいたこともあります。私どもからちょっと厳しいことを申し上げますと農協の体制を改善する必要があると思いますので、ご指摘があったように農協さんともっと具体的に打ち合わせをしてその辺の体制を確立したいと思います。

3 番（川原昭雄君） 本件については、6 年 10 年と期限があるわけですが。これは貸し手も農協を通じてさえいると小作料をもらえるという安心感もあるし、また小作人のほうも口座から引き落としてくれるから安心して借りるのを継続していいなという安心感があるわけですが。それを J A の職員は知られんもん。あなたたちの業務として知っておかないといけんと言っておきました。せっかく補助金がついたものが小作人ももらえない、地主さんのほうももらえないということが既に発生しているわけです。よろしく願いしてお

きます。

議長（鶴田雄士君） 他に 62 件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議題 5 号、農業委員会委員選挙人名簿登録申請資格審査についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局（山下美代君） 農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る資格審査についてですが資料は の 21 ページになります。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律施行令第 3 条第 2 項の規定により、「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」に記載された事項について意見を付して、1 月 31 日までに選挙管理委員会に送付する必要があります。

農業委員会選挙人名簿調製のための申請書が、8,741 人からあっておりますが、面積不足や従事日数不足等の理由により、申請に基づく選挙権を有する者の数は、8,553 人となっております。21 ページ右下の数字となります。

続いて 22 ページをご覧ください。この集計表は、昨年と比較した資料です。上の段が本年、下の段が昨年の状況です。一番左の欄に地区の表示をしております。地区名の横の欄は、申請された戸数と人員の数です。それから面積不足や従事日数不足などの要件を満たさない者を差し引いて、選挙権有（A）の欄の数となります。ここの各地区の合計が申請に基づく選挙権を有する者の数 8,553 人となります。これは昨年度より 596 人減少しています。

また、登載申請書は本日までに本庁別館及び支所において農業委員さんに事前にチェックをしていただきました。それにより、「農業委員会等に関する法律施行令第 3 条第 3 項の規定」により、本日までに 1,571 人を職権により資格を認定していただいています。これが、職権による（B）欄です。これは昨年度より 201 人減少しています。

申請に基づく選挙権を有する者の数と職権による者の数の合計が 4,450 戸、10,124 人となっております。

本日は申請と職権により認める者の数との最終的な審査をお願いします。審査後の数を増減して選挙管理委員会へ送付致します。

選挙管理委員会では、住所、年齢等の要件について最終的な審査を行い 2 月 20 日までに選挙人名簿を調製します。2 月 23 日から 15 日間縦覧期間が設けられ、3 月 31 日に選挙人

名簿が確定することになります。

それでは登載申請書等の最終確認をよろしく申し上げます。以上です。

議長（鶴田雄士君） それでは地域別に審査をしていただきます。10分間休憩の後、名簿登載申請書及び職権により修正する者について審査を行ってください。

（名簿登載申請書及び職権により修正する者について審査を行う。）（10分間）

議長（鶴田雄士君） それでは再開します。ただいま地域毎に審査をしていただきましたので、これに基づき事務局で整備調整して選挙管理委員会に送付したいと思いますが質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんのでそのように進めさせていただきます。

議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について事務局より各種の届出があったものついて報告をお願いします。

事務局（寺澤大介君） ご覧いただく資料は資料の最後のページ、23ページになります。農地利用・形状変更届が1件あり、河浦町の田を改良し、飼料作物を耕作するというものです。許可不要転用届の4条関係が3件あり、いずれも五和町の畑に農業用倉庫を建築するというものです。許可不要転用届の5条関係はありません。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成25年天草市農業委員会第1回総会を閉会致します。

午後3時20分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長 鶴田雄士

署名委員 浦上廣幸

署名委員 山本友保